



監 第 675 号
平成 24 年 12 月 17 日

請求人 様

寝屋川市監査委員
坂入 富士雄
佐井 英子
野々下 重夫

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

平成 24 年 10 月 24 日付けで、請求人から提出された、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 4 項の規定により下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

I 請求の要件審査

本件請求は、平成 24 年 10 月 24 日に行われ、同日に受付け、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

II 請求の内容

請求人提出の職員措置請求書及び陳述によると、請求の要旨及び措置請求は次のとおりである。

1 請求の要旨

寝屋川市長は、株式会社アシストソフトウェアサービス（以下、「アシスト」と略称）との間に結ばれた委託業務請負契約書第16条1項に定める損害賠償を請求すべきである。

2 請求の理由

- (1) 寝屋川市は平成21年12月28日（原文のまま。正しくは「平成22年12月28日」である。）、株式会社富士通（以下「富士通」略称）と基幹系システム再構築事業委託契約を締結したが、これに先立ち、再構築業務の支援業務をアシストに委託した。この委託は、プロポーザル方式によって委託先業者を選定するものであり、平成21年7月17日に契約が締結された。
- (2) 富士通との契約の納期は平成24年3月31日であったが、このシステムは稼動初日の4月1日以降数回の不具合を生じ、寝屋川市に損害を与えたため、寝屋川市は委託料の支払いを延期し、富士通が寝屋川市に賠償を支払うことで和解が成立した。
- (3) アシストはこのシステム再構築事業の支援業務を請け負い、委託業者の選定や再構築作業及び会議に出席し、作業の調整やアドバイスを行っていた。従って、このような不具合を招来したことに対し、アシストも、少なくとも道義的責任は免れないと思われるが、アシストは作業完了が認められ、委託料も契約通り支払われた。
- (4) 問題は、不具合が生じたことは事実としても、この不具合に対してアシストに道義的責任以上の責任があるかということである。アシストとの請負契約書に「別紙仕様書」とあるものに従えば、最終的な目的とされている「調達仕様書」は提出されており、その他の毎年度ごとの目的達成も認められているから、一応契約の条件は満たされているように見える。ところがこの「別紙仕様書」とされている仕様書は、アシストが作成したものであり、中身も体裁も他に類を見ない漠然としたもので、形式・内容から見て仕様書としての有効性、ひいては契約そのものの有効性を疑わせるものである。

- (5) 一方、この支援業務委託先業者募集に先立ち、寝屋川市は企画提案仕様書を作成しており、それによれば、「定められた期間内で基幹系システムを新システムに移行し、その運用が図られることをもって成果とする」と記されている。この記載は、契約書に添付された仕様書には存在しないが、それに先立ち業者募集の際に作成された企画提案仕様書に従って業者は応募したものである以上、当然契約の前提となるとみなされる。
- (6) 今回のシステム稼働後1ヶ月を経ぬうちにシステムに不具合を生じたところを見れば、「その運用が図られた」とは言い難い。事実、再構築業務委託業者たる(株)富士通は代金支払の延期を受けた上、損害賠償を支払うこととなったのは、上述の通りである。
- (7) また、アシスト自身の企画提案書には次のような記載がある。

8-2 実施体制 弊社の体制のポイント

③御社と構築業者間に立って、御市のサポートをするという立場から、導入フェーズから運用フェーズまで進行管理を実施していきます。

9-1 委託業務に対する弊社のスタンス

- : 納品物主体ではなく、実務主体で実施
- : 再構築業者側による問題にて平成24年4月本番稼働が行われない場合、本番稼働がされるまで23年度検収を行わない。

事実経過を見れば、これらの約束も、守られたとは言い難い。

- (8) 契約においては、契約に至る過程で示された条件は、その後否定されない限り契約後も有効と考えられるし、まして本件の場合の仕様書の作成者・体裁に疑問があり、これだけでは仕様書として不十分と見なされる以上、市の「企画提案仕様書」、アシストの「企画提案書」、契約書添付の「仕様書」を一体として「仕様書」と見なし、契約の一部とすべきである。とすれば、今回の事態に当たっては、アシストは、契約違反によって寝屋川市に損害を与えたというべきであるから、契約に従い、その損害を賠償すべきである。また、寝屋川市がこれらの記載事項に基

づいて損害賠償をすべきであるのにそれをしないのは、市の怠慢である。

3 措置請求

以上の通りであるから、「請求の要旨」に記載の通り、契約書に記載通りの損害賠償を市長が請求することを求める。

なお、請求者としては、契約書に添付された仕様書の態様からして、契約自体に瑕疵があり無効ではないかとの疑いを持つ。しかし、締結後すでに3年を経過していることから、敢えてこの点を監査請求の対象とはしないが、監査委員各位にご見解をお聞かせいただければ幸いである。

第2 監査の実施

I 対象部局

経営企画部

II 請求人の陳述

平成24年11月6日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

III 関係職員説明聴取

平成24年11月12日に下記関係職員に対し説明聴取を行った。

理事兼経営企画部長

経営企画部情報化推進課長

経営企画部情報化推進課係長

IV 監査対象事項

請求人の請求書及び陳述の内容、関係職員の説明聴取の内容から判断し、監査請求の監査対象事項を次のとおりとした。

- 1 株式会社アシストソフトウェアサービス（以下「アシスト」という。）に対する損害賠償請求の必要性について

V 監査の期間

平成 24 年 10 月 29 日～平成 24 年 12 月 17 日

第 3 監査の結果

I 事実関係の確認

- 1 平成 21 年 6 月 1 日から寝屋川市（以下「市」という。）は、指名型企画提案（プロポーザル）方式による基幹系情報システム再構築業務支援（以下「支援」という。）委託に係る業者選定を開始し、同年 7 月 10 日付けでアシストに最終選定業者であることを通知した。同年 7 月 17 日付けで市はアシストと支援委託契約を締結した。（契約金額 平成 21 年度 9,450,000 円・平成 22 年度 6,300,000 円・平成 23 年度 6,300,000 円（合計 22,050,000 円）、契約期間 平成 21 年 7 月 17 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）
- 2 平成 22 年 12 月 28 日、市は富士通株式会社関西支社（以下「富士通」という。）と基幹系情報システム再構築業務（以下「再構築業務」という。）委託契約を締結した。（契約金額 345,284,100 円、内訳 平成 22 年度 90,867,000 円・平成 23 年度 254,417,100 円、契約期間 平成 22 年 12 月 28 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）
- 3 平成 24 年 3 月 31 日、再構築業務の最終作業工程である全 15 業務のデータ移行とシステムの稼働を市とアシストが確認し、市は再構築したシステム（以下「新システム」という。）は完成したとし、それに伴いアシストの支援業務も履行完了とした。
- 4 平成 24 年 3 月 31 日以降、新システムに瑕疵があったことから、平成 24 年度からの運用に支障を及ぼした。なお、市に損害を与えたシステムの瑕疵による支障は次のとおりである。
 - (1) 平成 24 年 3 月 31 日
国民健康保険収納データの一部で不整合なデータが発生し、賦課異動

や入金の消し込み処理ができない。

(2) 平成 24 年 4 月 3 日

旧汎用機から発行した市税及び国民健康保険料の領収済通知書の一部において、正常な入金の消し込み処理ができない。

(3) 平成 24 年 4 月 10 日

個人市民税及び府民税の国税データ連携（確定申告書）を課税資料としてデータセットアップしたが、一部のデータで控除額の取込み不備が発生した。

(4) 平成 24 年 4 月 12 日

発送済み市税督促状等において、バーコードの印字に誤りがあり、コンビニエンスストアで収納できない。

(5) 平成 24 年 4 月 16 日

固定資産税及び都市計画税の納税通知書において、物件所在地の字形や送付先住所等の誤りが発生した。

(6) 平成 24 年 4 月 20 日

個人市民税及び府民税の課税資料併合処理（課税データ作成）において、不備のあるデータが一部発生した。

(7) 平成 24 年 5 月 20 日

個人市民税及び府民税の税額決定・納税通知書において、関連宛名に係る住所、口座情報の誤りが発生した。

(8) 平成 24 年 5 月 25 日

国民健康保険簡易申告情報におけるデータ移行の一部にもれが発生した。

(9) 平成 24 年 6 月 4 日

国民健康保険料の決定（変更）通知書において、印字誤りが発生した。

(10) 平成 24 年 6 月 7 日

固定資産税（市街化調整区域）に係る登記地目の一部データ移行誤りが発生した。

5 平成 24 年 5 月 9 日、市はアシストに対し平成 23 年度分の支援業務委託

料 6,300,000 円を支払った。

- 6 平成 24 年 6 月 19 日、市は新システムの一部に不具合が認められたため富士通に対する平成 23 年度分の再構築業務委託料を事故繰越したことを市議会に報告した。
- 7 平成 24 年 7 月 20 日、市は新システム完成後におけるシステム瑕疵の修正作業の履行確認を行った。
- 8 平成 24 年 9 月 25 日、市議会において、富士通は市に対する損害の賠償として、9,527,661 円の支払義務があることなどを内容とする和解契約を締結することが議決された。
- 9 平成 24 年 9 月 26 日、市は富士通に対し損害賠償の請求を行い、同年 10 月 10 日に 9,527,661 円を受領した。
- 10 平成 24 年 10 月 15 日、市は富士通に対し平成 23 年度分の再構築業務委託料 254,417,100 円を支払った。

II 判断

本件監査請求について監査を行った結果、合議により次のとおり判断した。

- 1 アシストに対する損害賠償請求の必要性については、理由がないものと判断したので棄却する。

III 理由

- 1 アシストに対する損害賠償請求の必要性について

請求人はアシストに対して支援委託契約書第16条第1項に定める損害賠償を請求すべきであると主張するものである。

したがって、アシストが支援委託契約書に規定する責任を果たしたか否かについて監査した。

(1) アシストが平成23年度に行った主たる支援業務の内容は次のとおりと認められる。

ア 市（情報化推進課）、富士通、アシストの三者が出席する全体会議（当年度14回開催）において、データ移行を含む工程スケジュールの進捗確認並びに問題点の提起及びアドバイスをを行うことにより、再構築業務の進行管理を行った。

イ 富士通が報告した移行データのエラーパターンを確認した。

ウ 市業務担当課と富士通との打ち合わせで決定した全15の業務機能要件（システム機能要件）一覧表と、富士通の課題対応一覧表の内容を確認した。

エ 富士通が本市仕様にカスタマイズしたパッケージのテスト結果について、一覧表で確認した。

オ 富士通が作成した運用テストの仕様書を確認し、その内容を一部改善させた。

カ 庁内端末の配置計画を作成した。

キ システム稼働のハード機器の機能と構成を確認した。

ク システム稼働後のオンラインレスポンスタイム（データ入力時等の応答時間）を検証し、システムの性能を確認した。

ケ コンピュータのCPUやメモリの負荷を検証し、システムの性能を確認した。

コ 市（情報化推進課）、富士通、アシストの三者が出席する本稼働判定会議において、システムの稼働（構築中の基幹系システムへの切り替え）を了承した。

サ 本番稼働における全業務の運用スケジュールを確認した。

シ 最終工程のデータ移行、システムの稼働を確認した。

(2) 富士通が新システムを完成させたか否かについては、次のとおり判断する。

民法の規定によれば、請負契約に基づく仕事の結果が不完全な場合の

うち仕事の目的物に瑕疵がある場合と仕事が完成していない場合とを区別しており、仕事の目的物に瑕疵が存在しても、そのために仕事が完成していないものとはいえない。よって、仕事が当初の請負契約で予定した最終の作業工程まで終えているか否かを基準として判断すべきであると解されている。

本件について見ると、I-3 記載のとおり再構築業務の履行に関し、平成24年3月31日に最終作業工程である全15業務のデータ移行とシステムの稼動を市とアシストが確認したところである。また、I-4 記載のとおり一部不整合なデータ等によりシステムの運用に支障を及ぼしたものの、平成24年4月1日から新システムの運用により業務を実施していることから、再構築業務委託契約における富士通の作業工程は終了し仕事は完成していると判断でき、アシストの支援業務についても完了したと判断できる。

なお、仕事は完成したということから、富士通に対しても平成23年度分の再構築業務委託料を留保することなく支払うこともできたが、新システムの一部に不具合が認められたため、市としてこの不具合の補修及び補修以外の損害についての損害賠償請求権と富士通の委託料請求権が同時履行の関係に立つことから、支払を留保し事故繰越しとしたものである。

(3) 支援委託契約の法的性格については、次のとおり判断する。

アシストと交わした支援委託契約書を見ると、「委託業務請負契約書」と記載があるものの、実質的には民法上の請負契約と準委任契約が複合したものと解され、請負契約部分についての主な業務内容は調達仕様書の作成であり、準委任契約部分についての主な業務内容は問題点の提起、アドバイスによる再構築業務の進行管理及びシステムの性能確認等コンサルティング業務である。

平成23年度のアシストの主な業務内容は(1)記載のとおり、準委任契約に当たるコンサルティング業務である。準委任契約は請負契約とは異なり仕事の完成義務を負わないのが一般的であり、善良な管理者の注意をもって、準委任事務を処理する義務を負うものである。

アシストはコンサルティング業務として(1)記載のとおり問題点の提起、アドバイスによる再構築業務の進行管理及びシステムの性能確認等を行っている。結果として不具合は発生したものの、その不具合発生への責任はアシストの職務怠慢であると判断するに足ると認められる事実がないことから、本契約を善良な管理者の注意をもって処理する義務を怠ったとはいえ、本契約書第16条第1項に規定する市の損害賠償請求権は発生していないと判断できる。

したがって、アシストに対して損害賠償請求の必要性は認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

第4 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、市に対して次のとおり意見を付する。

1 契約事務について

一般に、契約書の作成の法律上の性質は、単に契約をしたことの証拠手段にすぎないものと解されているが、地方自治法では、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、長等が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものと規定している。契約書の作成に当たっては、後日になってその内容について当事者間で紛争が生じることのないよう十分留意されたい。